

公益社団法人日本滑空協会
日本滑空記章（距離章）規程細則

1. 目的

この細則は、公益社団法人日本滑空協会（以下、「本協会」という。）滑協規第 005 号日本滑空記章規程第 3 条 2 項に基づき日本滑空記章（距離章）試験の内容を定めるとともに、記章制度の円滑適切な運用を図ることを目的とする。

2. 日本滑空記章（距離章）証明書

2. 1 日本滑空記章距離章有資格者は、日本滑空記章規程により定める手続きにより、日本滑空記章（距離章）証明書の交付を受けることができる。距離章については日本滑空記章（バッジ）の交付は行わない。

2. 2 日本滑空記章（距離章）証明書（記則第 6 号様式）は日本国内で有効とする。

2. 3 距離章は、次に掲げる 3 種類とする。

- (1) 30 km 章
- (2) 100 km 章
- (3) 200 km 章

3. 距離章の種類および内容

3. 1 30 km 章：

3. 4 (1) に規定される 30 km 以上の直線距離飛行

3. 2 100 km 章：

3. 4 に規定されるコースの 100 km 以上の飛行

3. 3 200 km 章：

3. 4 に規定されるコースの 200 km 以上の飛行

3. 4 距離飛行のコース

- (1) 直線距離 (STRAIGHT DISTANCE)：離脱ポイント又は宣言されたスタートポイントから始まる旋回点の無いコース
- (2) 往復 (OUT & RETURN)：旋回点が 1 つだけ宣言された閉じられたコース
- (3) 三角 (TRIANGLE)：宣言された順序で宣言された 2 つまたは 3 つの旋回点を經由して閉じた三角形を飛行するコース。3 つの旋回点を使用する場合、コース距離は旋回点間のレグの距離の合計とする。

4. 日本滑空記章（距離章）の取得

4. 1 課題飛行の認定条件

- (1) 受験者は日本滑空記章銅章保有者もしくは銅章試験合格者でなければならない。
- (2) 受験者は単独で飛行を達成しなければならない。
- (3) 受験者は他のパイロットからの援助なしに飛行しなければならない。
- (4) 飛行は FAI スポーティングコードセクション 3 クラス D&DM (滑空機、動力滑空機) (以下「SC3」という) に従って達成しなければならない。
- (5) 飛行には SC3 に規定するフライトレコーダ (以下 FR) もしくはポジションレコーダ (以下

PR) を搭載して飛行の証拠とする。

(6) モーターグライダーで飛行する場合には、課題飛行の間動力が使用されていなかったことを証明するため、動力装置 (MoP) 使用を記録することが可能な FR を使用する。

4. 2 日本滑空記章 (距離章) の取得順序は規定しない。(最初から 200km 章を取得しても構わない。)

4. 3 滑空記章試験員は離陸に立ち会って受験者がグライダーに搭乗することを確認するか、立ち会えない場合には FR もしくは PR を SC3 に従ってシールする。

5. 登録および交付

5. 1 受験者は、記則第 6 号様式「日本滑空記章 (距離章) 報告書」に必要な事項を記入し、滑空記章試験員に提出する。滑空記章試験員は、課題距離飛行が SC3 に従って達成されたことを確認した場合、「日本滑空記章 (距離章) 報告書」の「飛行証明書」に所定の事項を記入し、飛行が適正に為されたことを証明して、証拠資料と共に本協会会長に報告する。

5. 2 日本滑空記章 (距離章) 報告書には、合格者の本人特定のため、生年月日等の必要情報を記入するものとする。

5. 3 飛行証明書に添付すべき証拠資料は次のとおりとする。

(1) FR もしくは PR により記録された.igc 形式のファイル

(2) FR もしくは PR の較正記録 (SC3 に従う)

5. 4 本協会会長は、日本滑空記章規程第 5 条第 2 項に基づいて提出された試験報告書について、報告日付順に合格者に対して管理番号を付し、これを保管して、日本滑空記章 (距離章) 証明書 (記則第 6 号様式) の交付、再交付、または照会に対応する。

5. 5 日本滑空記章規程第 5 条第 2 項の定めにより滑空記章 (記録章) 資格が登録された場合、本協会会長は合格者に対し、日本滑空記章 (距離章) 証明書を交付する。

5. 6 日本滑空記章規程第 5 条に定める登録料ならびに交付手数料は以下のとおりとする。ただし、本協会個人正会員 (ジュニア正会員を含む) もしくは既に日本滑空記章証明の登録がされている者が申請をする場合は、登録料を免除する。

(1) 登録料 (初回)		1,000 円
(2) 交付手数料	日本滑空記章 (距離章) 証明書	無料
(3) 再交付手数料	日本滑空記章 (距離章) 証明書	500 円/件

6. 雑則

6. 1 受験者は、試験に関する費用のすべてを負担しなければならない。ただし、費用の全部または一部について免除されている場合は、この限りでない。

様式

記則第 6 号様式 日本滑空記章証明書 (距離章)

記則第 7 号様式 日本滑空記章 (距離章) 試験報告書

改定履歴

公益社団法人日本滑空協会 令和 6 年 1 月 1 日 規程細則として新規制定施行

日本滑空記章(距離章)証明書

日本滑空記章規程により下記の
記章資格を有することを証明する

XX km 距離章

第 XX 号

滑空太郎

滑空飛行成績

飛行年月日 20XX 年●月●日

飛行距離 ○○km

飛行場所 ○○滑空場

20XX 年●月●日

公益社団法人日本滑空協会会長

△△△△

印

記則第 7 号様式

用途: 距離章試験報告用 日本滑空記章試験員→日本滑空協会会長 (メール添付、FAX で送付可)

E-mail: jsa@japan-soaring.or.jp FAX: 03-3519-8075

日本滑空記章(距離章)試験報告書

_____年____月____日

公益社団法人日本滑空協会会長 殿

日本滑空記章(距離章) _____ km 章合格を下記のとおり報告しますので、ご登録下さい。

フリガナ _____
 合格者氏名 _____ 性別 男・女 日本滑空協会 会員番号 No. _____
 生年月日 _____年____月____日
 所属(クラブ・学校) _____
 現有滑空記章 _____ 章 No. _____
 住所 〒 _____
 E-mail _____
 申請記章試験合格日 _____年____月____日
 報告者氏名 _____ 日本滑空記章試験員 No. _____

飛行証明書

飛行距離: _____ km
 飛行日: _____年____月____日
 滑空機: _____式____型
 JA _____ ウインチ・航空機曳航・自力発航
 飛行コース

離陸	北緯	東経
離脱	北緯	東経
スタート	北緯	東経
第1旋回点	北緯	東経
第2旋回点	北緯	東経
第3旋回点	北緯	東経
フィニッシュ	北緯	東経

日本滑空記章規程に定める距離章課題距離飛行を行なったことを証明する。

報告者氏名 _____
 日本滑空記章試験員No. _____